

凡例

- 1 事業年度は令和3年4月1日から令和4年3月31日までである。
- 2 本年報のうち、各業務部門の業績については、原則として令和3年4月1日から令和4年3月31日を対象期間として記述した。
- 3 本年報においては、以下の略称を用いている。
独立行政法人農畜産業振興機構法：機構法
畜産経営の安定に関する法律：畜安法
野菜生産出荷安定法：野菜法
砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律：価格調整法
肉用子牛生産安定等特別措置法：特別措置法
- 4 表中の数値は、四捨五入のため内訳と計は一致しない場合がある。
- 5 採用した数値には、一部概数が含まれている。
- 6 「指定乳製品」とは、バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳をいい、「指定乳製品等」とは、指定乳製品及び関税率別表第04・02項に掲げるもの（第0402・91号又は第0402・99号の一の（一）に掲げるものを除く。）、第0403・09号の一に掲げるもの（バターミルクパウダーその他固形状のものに限る。）、第0404・10号の一に掲げるもの並びに第04・05項に掲げるもののうち指定乳製品以外のものをいう。
- 7 「指定糖」とは、粗糖その他の価格調整法施行令で定める種類の砂糖又は砂糖とぶどう糖その他の砂糖以外の糖とを混合した糖で価格調整法施行令で定めるもの（粗糖、高糖度原料糖、精製糖、氷砂糖、角砂糖、特殊糖、混合糖）をいう。
- 8 「指定でん粉等」とは、でん粉糖、デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉又はスターチグルーの製造に使用するものとして関税割り当てを受けて輸入されるでん粉もしくは、コーンスターチの製造に使用するものとして関税割り当てを受けて輸入されるとうもろこしをいう。
- 9 「輸入加糖調製品」とは、価格調整法施行令で定める輸入加糖調製品であって、ココア調製品、粉乳調製品（乳成分30%未満）、調製した豆、コーヒー調製品及びその他調製品等をいう。